

## 伊予市要介護認定等に係る情報提供制度要綱

平成22年3月8日

伊予市告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項の規定による居宅サービス計画若しくは同条第26項の規定による施設サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）又は第8条の2第16項の規定による介護予防サービス計画（以下単に「介護予防サービス計画」という。）の作成を図り、これらに基づく良質な介護サービス又は介護予防サービスの提供に資するとともに、要介護認定資料に関する個人情報を保護するための情報提供制度（以下「情報提供制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(提供対象資料)

第2条 情報提供制度により提供を行う資料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第2号の資料については、同資料中の介護サービス計画又は介護予防サービス計画に利用されることの同意欄について、主治医の同意がある場合に限り、提供の対象とする。

- (1) 認定調査票（特記事項及び概況調査部分を含み、調査実施者が特定される部分を除く。）
- (2) 主治医意見書
- (3) 認定審査会記録

(提供対象者)

第3条 情報提供制度による資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、その者からの申出に基づいて行うものとする。

- (1) 本人
- (2) 本人の親族
- (3) 本人と契約を締結若しくは締結予定の介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を行う事業者（地域包括支援センターが委託する居宅介護支援事業者を含む。）又はその他市長が必要と認める事業者

- (4) 本人の法定代理人

(申出の手続)

第4条 前条の規定による申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）

は、要介護認定等の資料提供に係る申出書（別記様式。以下「申出書」という。）の申出者欄、被保険者欄及び提供資料欄を記載した後、当該資料を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。ただし、申出者が本人の場合は、本人同意欄への記載を要しない。

2 申出者は、前項の規定により作成した申出書を、市長に提出しなければならない。

3 申出者は、前項の申出を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であること（前条第3号の場合にあっては、職員その他の従業員であることを含む。）を証する書類を提示しなければならない。

（資料の提供）

第5条 市長は、前条の規定による申出があったときは、第3項に該当する場合、又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に係る資料を申出者の閲覧に供し、又はその写し（第2条第1号の資料については、調査実施者が特定される部分を覆って複写したもの）を申出者に交付する。

2 前項の規定により申出者に交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとし、資料の提供に要する費用は無料とする。

3 資料は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、伊予地区介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間は、申出者に提供することができない。

4 資料の提供の申出は、当該認定の有効期間内に行うことができる。ただし、本人が市外転出した場合に限り、受給資格証明書に基づき転出先市町村が行った認定の有効期間内も、行うことができる。

（資料の提供を受けた者の遵守事項）

第6条 情報提供制度による資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1） 提供を受けた資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を本人の介護サービス計画又は介護予防サービス計画作成以外の目的に使用しないこと。

（2） 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。

（3） 資料の提供を受けた者（第3条第3号に掲げる者に限る。）の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前2号の規定を遵守

するよう必要な措置を講ずること。

(4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画又は介護予防サービス計画作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。

(5) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失し、又は破損しないよう適正に保管するとともに、その資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。

(6) 本人との事業者の提供に係る契約関係が終了した場合、又はその他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を責任を持って破棄すること。

(7) 本市から、提供された資料の提出若しくは返還を求められたときは、これに速やかに応じること。

(8) 本人から、提供された資料の提示を求められたときは、これに速やかに応じること。

2 申出者は、第4条第2項の規定による申出を行うに際して、前項各号に規定する事項の遵守を約さなければならない。

(遵守事項違反に対する措置)

第7条 市長は、情報提供制度による資料の提供を受けた者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、それ以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年3月8日伊予市告示第27号）

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月8日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前までに、改正前の伊予市要介護認定等に係る情報提供制度要綱の規定によりなされた申出、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成24年8月30日伊予市告示第119号）

この告示は、平成24年8月30日から施行する。

附 則（令和6年4月1日伊予市告示第94号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

要介護認定等の資料提供に係る申出書

年 月 日

（宛先）伊予市長

私は、下記により介護保険の被保険者に係る要介護認定等に関する資料の提供を受けたいので申し出ます。

なお、資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理します。

記

申出者 (窓口に来られた方)	ふりがな		生年月日
	氏名		年 月 日
	被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 被保険者本人 <input type="checkbox"/> 親族 ( ) <input type="checkbox"/> 法定代理人 ( ) <input type="checkbox"/> 介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する事業者 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	住所 (事業者にあつては名称及び所在)	〒 _____ 連絡先 ( ) _____	
申出者の本人確認	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 所属確認証 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
被保険者	被保険者番号		
	ふりがな		生年月日 年 月 日
	氏名		
	住所		
提供資料	<input type="checkbox"/> 認定調査表 (概況調査・基本調査) <input type="checkbox"/> 認定調査表 (特記事項) <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 認定審査会記録		

（本人同意欄）

私は、私と申出者の関係が上記記載に相違ないことを証するとともに、伊予市が保有する私の上記資料について申出者に提供することに同意します。

本人署名 \_\_\_\_\_

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 )

## 遵 守 事 項

- 1 私は、提供を受けた資料に係る被保険者（以下「本人」という。）の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を本人の居宅サービス計画、施設サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画等」という。）の作成以外の目的には使用しません。
- 2 私は、本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しません。
- 3 私は、従業者又は従業者であった者が、上記の1及び2に記した事項を遵守するよう必要な措置を講じます。
- 4 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画等の作成以外の目的で複写し、又は複製しません。
- 5 私は、提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正に保管するとともに、提供を受けた資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従います。
- 6 私は、本人との居宅介護支援、介護予防支援、施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入所者生活介護又は地域密着型介護福祉施設入所者生活介護に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合は、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を破棄します。
- 7 私は、伊予市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、速やかにこれに応じます。
- 8 本人から、提供された資料の提示を求められたときは、速やかにこれに応じます。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合は、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。